

ホームセンター商品券等の利用終了 および払戻し実施のお知らせ

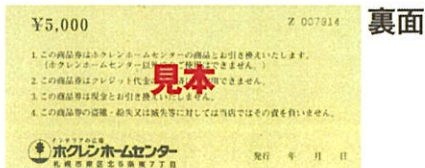
このたび、令和元年11月30日をもって、「ホームセンター商品券」の取扱いを終了させていただきます。つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、商品券の払戻しを下記のとおり実施いたします。

なお、ホクレンが過去に発行しておりました「ご飲食券(アン・ルート)」「御食事券(大地)」「洗車カード」もあわせて払戻しを実施いたします。

■払戻し対象商品券

●ホームセンター商品券

券種：5,000円券及び1,000円券
ご利用店舗：ホクレンホームセンター
所在地：札幌市東区北5条東7丁目



●その他の商品券

過去にホクレンが運営しており、既に閉店した店舗で発行していた商品券

●ご飲食券(アン・ルート)

ご利用店舗：ファーマーズレストラン アン・ルート
旧所在地：占冠村字トマム (フォレスト・モール B棟)

●御食事券(大地)

ご利用店舗：北の菜路季 大地
旧所在地：札幌市北区北7条西1丁目 NSSビル地下1階

●洗車カード

ご利用店舗：シャワーアイランド24
旧所在地：札幌市西区二十四軒4条4丁目32番地
札幌市手稲区前田6条15丁目
ご利用店舗：car wash24
旧所在地：北見市常盤町1丁目1-3

■払戻し期間

令和元年12月1日(日)～令和2年2月28日(金)

※上記払戻し期間内にお申し出いただけなかった場合、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意ください。

■お申し出方法及び払戻し方法

1. ホームセンター商品券

- ①店舗にて払戻しを希望される場合
払戻し期間内にお手元の商品券をホクレンホームセンター店舗レジカウンターまでお持ちください。未使用商品券の額面金額を現金にて払戻しいたします。
- ②振込にて払戻しを希望される場合
払戻し期間内に下記【払戻しに関するお問い合わせ先】まで電話にてご連絡いただき、払戻の旨をお伝えください。弊会より、所定の払戻し申込書と切手を貼付し

た返信用封筒をお送りいたします。必要事項ご記入のうえ、対象となる商品券と払戻し申込書をご返送ください。弊会にて内容確認後、額面金額もしくは未使用残高を銀行振込にて払戻しさせていただきます。

2. 飲食券・洗車カード

銀行振込にて払戻しいたします。上記「1. ホームセンター商品券②振込にて払戻しを希望される場合」と同様の手続きとなります。

【払戻しに関するお問い合わせ先】

〒060-8651 札幌市中央区北4条西1丁目3番地
ホクレン農業協同組合連合会 管理本部 経理部 財務課
TEL:011-232-6121(受付時間 平日9:00～17:00)